

公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和元年6月13日
支出負担行為担当官
神戸地方法務局長 石 打 正 己

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 大都市型登記所備付地図作成作業（令和元年度及び令和2年度）一式
- (2) 契約内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 仕様書による。
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」（その他）において、A、B、C又はDの等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、C又はDの等級に格付された者であるときは、登記所備付地図作成作業と同等程度の作業実績を有することを証明できる者であること。
- (4) 不動産登記に係る法令その他関連の知識及び実務を熟知していること。
- (5) 公共嘱託登記土地家屋調査士協会、土地家屋調査士法人又は土地家屋調査士のいずれかであること。
- (6) 土地家屋調査士にあつては、連帯して請け負い、その代表者が応札すること。
- (7) 本作業に携わる土地家屋調査士を12名以上確保することができること。
- (8) 本作業の実施に当たり、測量法（昭和24年法律第188号）第48条第1項の規定による測量士登録のある土地家屋調査士を1人以上確保することができること。
- (9) 本作業に携わる予定の作業者の名簿を作成し、責任者及び担当者を明示した配置表を作成すること。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び入札説明書等の交付場所

神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎
神戸地方法務局会計課用度係（担当 守安）
電話 078-392-0468

なお、入札説明書等（PDFファイル）は、電子メールで請求することができる（請求者氏名、住所（法人の場合は法人名及び担当者名並びに所在）及び電話番号を電子メールに記載するとともに、電子メールの到達を電話で確認すること。）。

請求先メールアドレス（h.moriyasu.0ar@i.moj.go.jp）

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年6月25日(火) 午前10時
- (2) 場 所 神戸地方法務局専用第一会議室(3階)

5 入札書の提出期限

- (1) 提出期限 令和元年7月19日(金) 午後5時15分
- (2) 提出場所 神戸地方法務局会計課

6 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年7月22日(月) 午前10時
- (2) 場 所 神戸地方法務局専用第一会議室(3階)

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格等のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 落札者の決定

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするができる。

10 入札書の記載金額

入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12 その他

(1) 仕様書等の交付期間

令和元年6月13日(木)から令和元年7月5日(金)

午前8時30分から午後零時まで、午後1時から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

(2) 詳細は入札説明書による。